## ▲衛星電話サービス契約約款 別表

別表 1	新聞社等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
別表 2	通信の優先的取扱いに係る機関名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	;

別表 1 新聞社等の基準

	区 分	基
1 新聞社		次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議 することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者		放送法(昭和25年法律第132号)第2条に定める基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者(有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあっては、ラジオ放送(ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含みます。)のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限ります。)
3 通信社		新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

## 別表2 通信の優先的取扱いに係る機関名

関 機 名 気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別表1の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関